

介護老人保健施設ライフ明海のご案内

「重要事項説明書」

(令和7年1月1日現在)

1. 母体法人の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人の名称 医療法人社団 弘成会
- ・設立年月日 平成元年7月7日
- ・所在地 兵庫県明石市藤江201番地
- ・電話番号 078-922-8800 ・ FAX 番号 078-922-8109
- ・代表者名 理事長 小河 幹治

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ライフ明海
- ・開設年月日 平成4年2月24日
- ・所在地 兵庫県明石市藤江201番地
- ・電話番号 078-925-2005 ・ FAX 番号 078-922-8801
- ・管理者名 小管 浩文
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2852080031)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ライフ明海の運営方針]

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人（保護義務者）の了解を得ることとする。

### (3) 施設の職員体制

職種	員数	職種	員数	職種	員数
管理者	1名	介護職員	24名以上	管理栄養士	1名以上
医師	1名以上	支援相談員	1名以上	介護支援専門員	1名以上
看護職員	10名以上	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上	事務職員	1名以上
薬剤師	0.34名以上			その他	1名以上

### (4) 入所定員等 入所：定員100名（短期入所療養介護 含む）

・療養室 個室・・・10室、2人室・・・1室、4人室・・・22室

### (5) 定員27名/1日

## 3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時30分～9時00分  
昼食 12時30分～13時00分  
夕食 18時00分～18時30分
- ⑤ 入浴（一般浴/特別浴、2回/週入浴。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）

- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 行政手続代行

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いします、併せて「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

##### ・協力医療機関

【名称】医療法人双葉会 江井島病院 【住所】明石市大久保町西島434番地の5

【名称】医療法人社団佳生会 野木病院 【住所】明石市魚住町長坂寺1003-1

【名称】医療法人社団弘成会 明海病院 【住所】明石市藤江201番地

##### ・協力歯科医療機関

【名称】めいかい歯科クリニック 【住所】明石市藤江212番地

#### 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は感染状況により変更されます。職員にお尋ね下さい。
- ・消灯時間は21:00です。
- ・外出・外泊は必ず事前に許可をもらってください。
- ・飲酒・喫煙は原則として禁止です。
- ・火気の取扱いは、禁止いたします。
- ・設備・備品の利用は職員の許可又は指示に従ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは最小限でお願いいたします。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として当施設では行っておりません。
- ・外泊時等の施設外での受診は必ず当施設に相談のうえ受診してください。緊急の場合は、受診後必ず当施設にお知らせください。
- ・施設内での宗教活動、政治活動、賭博行為等は禁止いたします。
- ・ペットの持ち込みは禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

## 6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常警報機
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当施設玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

## 9. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載する。

## 10. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。高齢者虐待防止のための指針を策定する。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。また適正化のため担当者を選定するとともに定期的な研修を実施する等の必要性を講じる。

サービス提供中に、職員又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告する。

### 11. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症等や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する。また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な処置を講じます。従業者に対しては、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 12. ハラスメント対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為、個人の尊厳や人格を言や

態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 通所（介護予防）リハビリテーションについて

### 〔重要事項説明書〕

（令和6年6月1日現在）

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 3. 利用料金

##### （1）通所リハビリテーションの基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です

[6時間以上7時間未満]

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
要介護1	739円	1,477円	2,216円
要介護2	878円	1,756円	2,634円
要介護3	1,014円	2,027円	3,040円
要介護4	1,174円	2,349円	3,523円
要介護5	1,333円	2,665円	3,998円

[ 5 時間以上 6 時間未満]

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
要介護1	643円	1,285円	1,928円
要介護2	763円	1,525円	2,287円
要介護3	881円	1,761円	2,641円
要介護4	1,020円	2,039円	3,059円
要介護5	1,157円	2,314円	3,471円

保険給付の加算項目（利用があった場合、加算されます。）

サービス提供体制強化加算（I）	23円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士を7割以上配置
リハビリテーション提供体制加算（1～5）	13～29/日	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	613円/月 (6ヶ月以内) 282円/月 (6ヶ月以降)	リハビリテーション実施計画を作成し、その計画に従い理学療法士等がリハビリテーションを行い、定期的に会議を開催し、状態記録と評価・見直しを行い、看護・介護その他の者に情報伝達を行う。また、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明内容を医師に報告した場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	114円/回	退院（所）日または認定有効期間の初日から3ヶ月を目安として集中的に理学療法士等がリハビリテーションを行う場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）	248円/回	医師が認知症であると判断した方に対して、退院（所）日又は通所開始日から、3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合（週2回限定）

重度療養管理加算	104 円/日	要介護 3・4・5 であって別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学管理のもと通所リハビリテーションを行った場合
入浴介助加算 (I)	42 円/日	通所リハビリテーション計画上、入浴介助を行うこととなっている場合。
栄養改善加算	207 円/回	ケアプランにより栄養改善に関するマネジメントを実施した場合 (月 2 回まで)
栄養アセスメント加算	52 円/月	栄養アセスメントを 3 ヶ月に 1 回以上実施し、その結果を説明し、必要に応じた栄養食事相談、情報提供を行った場合
口腔機能向上加算	155 円/回	ケアプランにより口腔機能に関するマネジメントを実施した場合 (月 2 回まで)
中重度者ケア加算	21 円/日	専従の看護師 1 名以上を配置し、要介護 3 以上の割合が 30% 以上である場合
移行支援加算	13 円/日	通所リハビリテーションを終了した日から 14 日以降 44 日以内に指定通所介護などを実施している事を記録している場合
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数の 8.6% を加算

### (3) その他の利用料

- ① 食費 650 円  
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② 日用品費/1 日 (利用者等のご希望によりご利用の場合) 110 円  
利用者の日常生活に必要な歯みがき、歯ブラシ、特別なシャンプー等の日用品に係る費用の実費相当額
- ③ 教養娯楽費/1 日 (利用者等のご希望によりご利用の場合) 60 円  
利用者の教養娯楽に係る施設内クラブ活動・各種教室 (手芸・貼り絵・書道の材料、写真・ビデオ関連の費用等) の運営費等の実費相当額
- ④ 基本時間外施設利用料/1 時間 (通所リハビリテーションのみ) 1,500 円  
利用者の家族の出迎え等の都合で、通所リハビリテーション終了後も利用者が長時間施設に滞在する場合にお支払いいただきます。
- ⑤ おむつ代 実費  
利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 送迎費/片道 実費  
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

① 理美容代（整髪）

2, 200円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（丸刈り・1, 100円）

（4）支払い方法

- ・毎月5日（5日が日、祝祭日の場合はその翌日）に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金持参を原則とします。

# 個人情報の利用目的

「重要事項説明書」

(令和7年1月1日現在)

介護老人保健施設ライフ明海では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

[当施設の内外部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －当施設に掲示される行事写真等、施設紹介・行事紹介等

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関へ情報提供

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人社団弘成会 介護老人保健施設 ライフ明海
サービス種類	介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・ 介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 措 置 の 概 要

#### 1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

月～土(祝日を除く)の8:45～17:15までの間、

受付を相談又は、苦情等の窓口として支援相談員があたります。

なお、上記時間以外は、電話等で受け付けします。

又、直接職員が受け付ける場合もありますが、その場合は、緊急に対応が必要な場合は速やかに苦情窓口担当者(支援相談員)へ報告により対応します。

緊急以外は、接遇委員会において、原因及び対応策について検討を行います。

ライフ明海：電話(078)925-2005、FAX(078)922-8801

#### 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情処理については、相手の気持ちを思いやり苦情内容を詳しく聞き、所属長とも相談し、速やかに、対処方法を検討します。

②苦情後は、速やかをモットーに利用者さま等、相手の身になった態度で接し処理を行います。

③苦情処理後の処理の報告については、親切丁寧を心がけて速やかに報告するものとします。

④苦情については、全職員の問題としてとらえ、苦情のでない喜んでもらえる施設づくりをめざし職員研修を行います。

⑤今後の苦情処理の参考になるよう、その内容を記録し保管します。

#### 3. その他参考事項

※ 玄関前ロビーに設置してある、ご意見箱もご利用下さい。

#### 【その他の苦情相談窓口】

☆ 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL:078-332-5617 (平日 8:45～17:15)

☆ 明石市福祉局高齢者総合支援室

TEL:078-918-5091 (平日 9:00～17:00)

☆ 明石市福祉局福祉施設安全課

TEL:078-918-5279 (平日 9:00～17:00)